

(家庭数)

令和2年3月2日

保護者 様

新居浜市立新居浜小学校
校 長 浜本 正樹

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

向春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。また、日頃は本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、新居浜市内の小中学校を臨時休業措置とする対応がとられることとなりました。

つきましては、下記の内容について、ご理解とご協力いただきますとともに、お子さまの健康観察を十分に行い、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 37.5℃以上の熱が4日以上続いた場合、発熱に加えて、強いだるさや息苦しさを感じた場合、感染したかもしれない等心配なことがあれば、相談窓口へすぐ連絡してください。

(東予地区 四国中央保健所・西条保健所・今治保健所)

- 2 臨時休業期間中、毎朝、お子さんの健康観察をお願いします。

＊健康観察のポイント

- ・熱はないか ・だるそうでないか ・顔色は良いか ・食欲はあるか
- ・咳をしていないか ・息苦しさはないか

- 3 次の症状があった場合には、朝 10 時までに学校へ連絡をお願いします。

- ・37.5℃以上の発熱 ・咳 ・強いだるさ ・息苦しさ

- 4 予防等について

- ・手洗いは、しっかりしてください。
外出先からの帰宅時、食事前等に石けんやアルコール消毒液で手を洗いましょう。
- ・咳やくしゃみが出るときは、マスク着用を含む咳エチケットをしてください。
- ・過労や不摂生をさけ、十分休養をとらせてください。
- ・臨時休業期間中は、人混みに出かけることを控えてください。

＊ 臨時休業期間中は、不要不急の外出を控え、ご家庭での予防と健康観察をお願いします。

＊ お子さんの体調をお伺いするために、学校から連絡をする場合がありますので、緊急時の連絡先に変更がある場合は必ずお知らせください。